|  |
| --- |
| **令和５年度公募事業（助成事業）の募集について****（別添資料２）** |
| 公益社団法人北海道農産基金協会では、豆類（小豆及びいんげんまめ）の価格及び供給の安定、流通の円滑化、消費啓発活動及び調査研究活動への助成等の活動を実施しています。このうち豆類の消費啓発活動や調査研究活動については、事業計画を募集し、審査委員会の審査結果に基づき、助成金を交付することとしています。具体的には、令和５年度公募事業公募要領（以下「公募要領」といいます。）をご覧ください。以下に本事業の応募方法等を簡潔に整理しましたので、参考にしてください。【令和５年度公募事業公募のポイント】１　公募対象の事業　募集する事業は、次の２つの分野です。豆類の安定的な生産、消費等に資することが明確であり、かつ、計画及び方法が適切なもので、国、地方公共団体等の助成を受けていない事業に限ります。(１)　豆類消費啓発助成等事業(２)　豆類調査研究助成事業２　助成対象事業の実施期間及び規模　助成金を交付する事業の実施期間は、１年間です。ただし、豆類調査研究助成事業に限っては、３年間まで認められる場合があります。　助成対象事業の課題１件当たりの規模は、公募要領に示しています。事業実施に当たって資金計画書の自己負担額の有無は問いません。３　応募期間　　応募開始：令和４年１２月　１日（木）　　応募締切：令和４年１２月１５日（木）（当日の午後５時必着）４　応募資格　応募対象事業の性格から、２つの区分があります。(１)　豆類消費啓発助成等事業（公募要領４の(１)の事業、様式Ａで応募)北海道又は北海道内の雑豆の主産地、主要消費地等を業務範囲とし、かつ、専門知識を有して事業を適切に遂行できる能力を持つ法人又は任意団体です。(２)　豆類調査研究助成事業（公募要領４の(２)の事業、様式Ｂで応募）調査研究の遂行に必要な見識、調整・管理能力があり、豆類の生産、流通、消費等に関する専門的知識を有する大学、公設試験研究機関、地方独立行政法人、民間法人等に所属する者です。５　応募方法　公募要領に別紙２として応募書類の作成要領を添付していますので、この作成要領を参考として、公募対象事業の区分に従って「様式Ａ」又は「様式Ｂ」の助成金応募申請書を作成の上、応募してください。　なお、主な内容は、実施計画書と収支予算書となっています。６　審査、採択　応募のあった助成対象事業については、外部有識者等からなる審査委員会の審査結果を踏まえ、予算の範囲内で採択します。７　助成対象経費　次の(１)から(６)の経費を助成対象とします。(１)　消耗品費（備品に係る費用は除く。）(２)　旅費(３)　通信運搬費(４)　賃金（補助的な業務に係る雇用賃金に限る。）(５)　その他経費（印刷費、会議費、謝金等で具体的に内容を記載できる経費）(６)　間接経費（豆類消費啓発助成等事業では直接経費（(１)～(５)の経費）の１割以内、豆類調査研究助成事業では直接経費の２割以内）８　助成金の交付　助成事業に決定後、必要に応じて、全額を概算払いで支払います。９　事業実施結果の取扱　事業完了後、速やかに実施結果を完了報告書として当協会に提出していただきます。なお、事業主体は、助成事業の実施内容及び成果情報を公開していただきます。　また、無体財産権等の権利は実施者のものとしますが、特許等を取得された際には当協会に報告してください。10　その他(１)　応募された事業計画の内容についての秘密は厳守します。(２)　提出書類は一切返却しません。(３)　申請内容に虚偽があった場合には採択が取り消されます。(４)　取得した個人情報については、審査及び連絡目的としてのみ使用します。以上、ポイントを整理しましたが、詳しくは公募要領をご覧ください。令和５年度公募事業公募要領及び応募書類作成用の様式（Wordファイル）は、以下からダウンロードしてください。１　公募要領（本文）２　公募要領（別紙１）３　公募要領（別紙２　応募申請書作成要領）４　公募事業（様式A、様式B）５　公募事業（助成事業）の募集について(別添資料２)６　公告（別添資料３）【応募書類送付先】　〒060-0004　北海道札幌市中央区北４条西１丁目　共済ビル５階　公益社団法人北海道農産基金協会　事業部（担当：田中、加藤） |